

総務委員会資料

1 平成27年第5回定例会提出予定議案の説明

【議案第166号関係】

(1) 川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

平成27年11月25日

財政局

川崎市市税条例の一部を改正する条例の概要

1 猶予制度の見直し

(1) 税制改正の内容

- ・平成26年度税制改正で国税において、納税者の負担軽減と、早期かつ的確な納税の履行を確保するため、納税者の申請による換価の猶予制度を創設する等の見直しが行われた。
- ・地方税においても平成27年度税制改正で同様の改正が行われ、その際、地方分権を推進する観点等から、分割納付の方法等一定の事項については条例で定めることとされた。

(2) 制度の概要及び条例改正の内容

区分	制度の概要	条例で定める事項	条例で定める内容	〈参考〉これまでの取扱い
徴収猶予 〈申請〉	納税者が災害、病気、事業の休廃止等により、一時に納付することができないと認めるときに、一定期間（原則1年以内〔最大2年〕）徴収を猶予するもの	① 分割納付の方法 ② 申請書の記載事項 ③ 申請書の添付書類 ④ 申請書の訂正期間	原則各月ごとに分割 猶予の事情の詳細等 財産目録、担保に関する書類等 20日以内	原則各月ごとに分割 猶予の事情の詳細等 財産目録、担保に関する書類等 概ね1週間程度
換価の猶予 〈職権〉	滞納処分を執行することにより、滞納者の事業継続、生活維持を困難にするおそれがある場合等に、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認めるときに、一定期間（原則1年以内〔最大2年〕）換価（公売等で財産を金銭に換えること）を猶予するもの	⑤ 分割納付の方法 ⑥ 猶予に必要な書類	原則各月ごとに分割 財産目録、担保に関する書類等	原則各月ごとに分割 財産目録、担保に関する書類等
《新設》 換価の猶予 〈申請〉	滞納者が納税について誠実な意思を有すると認めるときに、一定期間（原則1年以内〔最大2年〕）換価（公売等で財産を金銭に換えること）を猶予するもの	⑦ 分割納付の方法 ⑧ 申請期間 ⑨ 申請書の記載事項 ⑩ 申請書の添付書類 ⑪ 申請書の訂正期間	原則各月ごとに分割 6月以内 猶予の事情の詳細等 財産目録、担保に関する書類等 20日以内	/
共通	/	⑫ 担保の徴取を不要とする場合	税額100万円以下又は期間3月以内の猶予の場合	税額50万円以下の場合

※ 条例で定める内容は、いずれも平成26年度の国税の改正に準拠したものである。

2 個人番号及び法人番号の追加

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、申告書等の記載事項に個人番号及び法人番号を追加するもの

例)「氏名又は名称」→「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」

〈参考〉個人番号及び法人番号を追加する申告書等

- ・法人設立、解散、休業、閉鎖、事業所開設、所在地移転申告書
- ・区分所有家屋専有床面積割合補正申出書
- ・共用土地分割課税申出書
- ・特定被災共用土地分割課税申出書
- ・固定資産税住宅用地申告書
- ・固定資産税被災住宅用地申告書
- ・鉱泉浴場経営申告書

3 行政不服審査法の全部改正に伴う所要の整備

行政不服審査法の全部改正により、不服申立て手続が「審査請求に一元化」されたことに伴い、所要の整備をするもの
「不服申立て」→「審査請求」

〈参考〉不服申立て手続の一元化について

- ・現行
 - 異議申立て（処分庁に対する不服申立て〔処分庁に上級行政庁がない場合〕）
 - 審査請求（処分庁の上級行政庁に対する不服申立て）



- ・改正後
 - 異議申立てを廃止し、不服申立て手続を審査請求に一元化

川崎市市税条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正案	改正前
<p>○川崎市市税条例 昭和25年 8 月 19日 条例第26号</p> <p><u>（徴収猶予に係る分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p>第 7 条 市長は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る金額又は徴収の猶予期間の延長に係る金額を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）ごとに分割して納付させ、又は納入させることができる。この場合においては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。</p> <p>2 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項後段の規定により定めた分割納付の各納付期限若しくは各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限若しくは各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。</p> <p><u>（徴収猶予の申請手続等）</u></p> <p>第 7 条の 2 徴収の猶予（法第15条第 1 項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>（1） 法第15条第 1 項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p><u>（2） 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p>	<p>○川崎市市税条例 昭和25年 8 月 19日 条例第26号</p> <p>第 7 条 削除</p>

改正案	改正前
<p>(3) <u>前号の金額のうち猶予を受けようとする金額</u></p> <p>(4) <u>猶予を受けようとする期間</u></p> <p>(5) <u>分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか(分割納付の方法により納付を行う場合にあっては分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含み、分割納入の方法により納入を行う場合にあっては分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。)</u></p> <p>(6) <u>第9条の規定により担保を提供する必要があるときは、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(第9条ただし書に規定する担保を徴することができない特別の事情がある場合は、その事情)</u></p>	
<p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</u></p> <p>(2) <u>財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p>(3) <u>猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p>(4) <u>第9条の規定により担保を提供する必要があるときは、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p>	
<p>3 <u>徴収の猶予(法第15条第2項の規定によるものに限る。)の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、前項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p>4 <u>徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を</u></p>	

改正案	改正前
<p><u>添付し、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(2) <u>猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p>(3) <u>猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p>(4) <u>第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>5 <u>第2項又は前項の規定により添付すべき書類（第2項第4号に掲げる書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、法第15条の2第4項に規定する災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認めるときは、添付することを要しない。</u></p> <p>6 <u>法第15条の2第6項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、同条第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。</u> <u>（職権による換価の猶予の手続等）</u></p> <p>第8条 <u>第7条の規定は、法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（以下「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、第7条第1項中「徴収の猶予に係る金額」とあるのは「職権による換価の猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令第6条の9の3第1項で定める額を限度とする。）」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、職権による換価の猶予又は法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定により職権による換価の猶予をした期間の延長をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者又は当該職権による換価の猶予を受けた者に対し、次に掲げる書類の提出を求め</u></p>	<p>第8条及び第9条 削除</p>

改正案	改正前
<p><u>ることができる。</u></p> <p><u>(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類</u></p> <p><u>(2) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類</u> <u>(申請による換価の猶予の申請手続等)</u></p> <p><u>第8条の2 第7条の規定は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予</u> <u>(以下「申請による換価の猶予」という。)について準用する。この場合にお</u> <u>いて、第7条第1項中「徴収の猶予に係る金額」とあるのは「申請によ</u> <u>る換価の猶予に係る金額(その納付又は納入を困難とする金額として令第</u> <u>6条の9の3第2項において読み替えて準用する同条第1項で定める額を</u> <u>限度とする。)」と、「ことができる」とあるのは「ものとする」と読み</u> <u>替えるものとする。</u></p> <p><u>2 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請に係る徴収</u> <u>金の納期限から6月以内に、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請</u> <u>書に、第7条の2第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付し、こ</u> <u>れを市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活</u> <u>の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第7条の2第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入</u> <u>の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額</u></p> <p><u>3 法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定により申請</u> <u>による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、次に掲げる</u> <u>事項を記載した規則で定める申請書に、第7条の2第2項第2号から第4</u> <u>号までに掲げる書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第7条の2第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>(2) 第7条の2第4項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p><u>(3) 前項第3号に掲げる事項</u></p> <p><u>4 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第6</u> <u>項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求</u></p>	

改正案	改正前
<p>められた者は、<u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による通知を受けた日から20日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。</u></p>	
<p><u>(担保の徴取)</u></p>	
<p>第9条 市長は、<u>徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、その猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p>	
<p><u>(災害等による期限の延長)</u></p>	<p>(災害等による期限の延長)</p>
<p>第10条の2 市長は、<u>広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法</u> <u>又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求</u> <u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、</u> <u>地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</u></p>	<p>第10条の2 市長は、<u>広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、</u> <u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u> <u>又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条において「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、</u> <u>地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</u></p>
<p>2～3 略</p>	<p>2～3 略</p>
<p>4 前項の申請は、<u>速やかに</u>、その理由を記載した書面でなければならない。</p>	<p>4 前項の申請は、<u>すみやかに</u>、その理由を記載した書面でなければならない。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p><u>(個人の市民税の均等割の非課税の範囲)</u></p>	<p>(個人の市民税の均等割の非課税の範囲)</p>
<p>第19条 法第295条第3項の規定により、前条第1号又は第2号の者のうち、前年の合計所得金額が<u>令</u></p>	<p>第19条 法第295条第3項の規定により、前条第1号又は第2号の者のうち、前年の合計所得金額が<u>地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）</u></p>
<p><u>第47条の3の規定による基準に基づき市長が規則で定める金額以下の者に対しては、均等割を課さない。</u></p>	<p><u>第47条の3の規定による基準に基づき市長が規則で定める金額以下の者に対しては、均等割を課さない。</u></p>
<p><u>(市民税の申告)</u></p>	<p>(市民税の申告)</p>
<p>第29条 第18条第1号の者は、<u>法第317条の2第1項から第5項までの規定</u> <u>によって、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第29条 第18条第1号の者は、<u>法第317条の2第1項から第5項までの規定</u> <u>によって、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

改正案	改正前
3 略	3 略
<p>4 新たに第18条第3号又は第4号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）</u>、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告しなければならない。</p> <p>（法施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）</p>	<p>4 新たに第18条第3号又は第4号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、区内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、</p>
<p>第41条 法施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下本条及び次条について同じ。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>	<p>_____、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告しなければならない。</p>
<p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>	<p>（法施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出）</p>
(2)～(4) 略	<p>第41条 法施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下本条及び次条について同じ。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>
2 略	(1) 代表者の住所及び氏名
<p>（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出）</p>	_____
<p>第41条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>	_____
(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号	_____

	(2)～(4) 略
	2 略
	<p>（法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出）</p>
	<p>第41条の2 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p>
	(1) 代表者の住所及び氏名

改正案	改正前
<p>又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下この項及び第51条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等が行われた場合において、同項に規定する避難等解除日（以下この項において「避難等解除日」という。）の属する年が同条第1項に規定する被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。第51条の2において同じ。）の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書に第4号に掲げる事実を証する書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p>	<p>_____</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下この項及び第51条の2において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等が行われた場合において、同項に規定する避難等解除日（以下この項において「避難等解除日」という。）の属する年が同条第1項に規定する被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。第51条の2において同じ。）の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申出書に第4号に掲げる事実を証する書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所及び氏名</p>
<p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第51条 当該年度に係る賦課期日において、法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地（以下本条及び次条において「住宅用地」という。）を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住宅、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</p>	<p>_____</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第51条 当該年度に係る賦課期日において、法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地（以下本条及び次条において「住宅用地」という。）を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 住宅用地の所有者の住宅及び氏名又は名称</p>

改正案	改正前
<p>(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第51条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に第4号に掲げる事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並び</u>に当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6)</p> <p>2 略 (入湯税の特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第93条の7の9 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書に記載した事項に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>鉱泉浴場を営もうとする者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)</u>又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所</p>	<p>_____</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略 (被災住宅用地の申告)</p> <p>第51条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に第4号に掲げる事実を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> _____並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2)～(6)</p> <p>2 略 (入湯税の特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第93条の7の9 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書に記載した事項に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>鉱泉浴場を営もうとする者の住所及び氏名又は名称</u> _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

改正案	改正前
<p><u>在地及び氏名又は名称)</u> (2)～(3) 略</p>	<p>_____</p> <p>(2)～(3) 略</p>